

From: 立教英国学院 infodept@rikkyo.w-sussex.sch.uk 
Subject: 立教英国学院より保護者各位宛 就学支援金について
Date: 26 April 2014 14:46
To: rikkyouk@me.com

保護者各位

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

「高等学校等就学支援金」についてご連絡差し上げます。

本校は、2010年度から導入された「高校授業料無償化制度」について、海外にある本校等の「在外教育施設」がその対象に含まれていないことに対し、国会議員への陳情等を行い、その是正を求めてまいりました。この度、平成26年度4月より制度が改正され、所得制限が設けられた「高等学校等就学支援金」制度へ移行したことにより、本校等の「在外教育施設」についても、支援の対象となることが決定いたしましたのでお知らせいたします。

この新制度では、国内の国公私立の高等学校の生徒と同様に、年収約910万円未満の世帯に対し、国内と同等の支援金が支給されます。ただし、この新制度の対象となるのは、平成26年4月以降に入学された方に限られており、平成25年度までに既に在学されている方は対象となりません。また日本国籍を持つ者に限られます。

申請には本校を通じて、申請書・課税証明書等の書類を5月19日までに文部科学省に提出する必要があります。

申請をご希望の方は、5月2日（金）までに下記のメールアドレスにお知らせください。必要書類をお送りいたします。

立教英國学院



eikoku@rikkyo.w-sussex.sch.uk 高等学校等就学支援金について.pdf

在外教育施設の高校生のみなさんへ

日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも行います。

※新制度は平成26年度入学の生徒から対象となります。

◆対象となるのは、文部科学大臣の認定又は指定する以下の在外教育施設です。

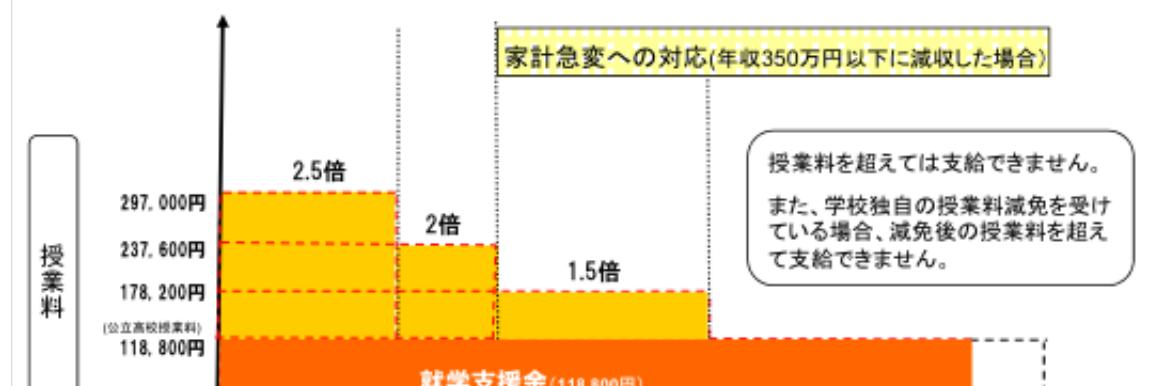
上海日本人学校（中国）、早稲田渋谷シンガポール校（シンガポール）、如水館バンコク（タイ）
立教英國学院（英国）、帝京ロンドン学園（英国）、スイス公文学園（スイス）、
慶應義塾ニューヨーク学院（米国）

◆受給資格要件として日本国籍を持つことの他、所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額304,200円）以上の世帯の生徒については、支給しません。

◆低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給します。

◆支給期間は原則36ヶ月です（退学して再入学する場合、支給期間を過ぎても最大24ヶ月延長して支援）。

◆申請時期は学年の始まる月（ただし転入学する場合、災害等により家計急変が認められる場合は学年の途中の申請も可能）



約250万 約350万 約590万 約910万 年収(円) ※
[0円 非課税] [51,300円] [154,500円] [304,200円] [市町村民税所得割額]

※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。
実際は[]で示した市町村民税所得割額(両親の合算)で判断。

手続きについて

支援を受けるためには、在外教育施設を通じて以下の書類を提出する必要があります。毎年、文部科学省が受給資格や支給額の認定を行います。また、休学・退学する場合や保護者等の変更があった場合は、速やかに在外教育施設を通じて文部科学省に申請することが必要です。

【受給資格の認定のために必要な書類】

申請書、市町村民税所得割額を公的に確認できるもの（課税証明書等。原則、前年度のもの。直近のものであれば5年前のものまで可能※。前年度のものでない場合、当該課税額が直近のものであることを証明するため赴任日や渡航日を証明できるものを併せて提出）、日本国籍を証明するもの（パスポートの写し等）等
※ただし加算分の支給は前年度の市町村民税所得割額が確認できる課税証明書等が提出された場合に限る。

お問合せ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）

電話 03-6734-3176 メール mushouka@mext.go.jp

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 就学支援金

検索